

第6回定例会議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第58号 いちき串木野市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について
- 第 4 議案第59号 いちき串木野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 5 議案第60号 いちき串木野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第61号 いちき串木野市火災予防条例及びいちき串木野市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第62号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 8 議案第63号 いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第64号 いちき串木野市弓道場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第65号 いちき串木野市相撲競技場条例を廃止する条例の制定について
- 第11 議案第66号 羽島交流センターの指定管理者の指定について
- 第12 議案第67号 生福交流センターの指定管理者の指定について
- 第13 議案第68号 冠岳交流センターの指定管理者の指定について
- 第14 議案第69号 照島交流センターの指定管理者の指定について
- 第15 議案第70号 旭交流センターの指定管理者の指定について
- 第16 議案第71号 荒川交流センターの指定管理者の指定について
- 第17 議案第72号 川南交流センターの指定管理者の指定について
- 第18 議案第73号 川北交流センターの指定管理者の指定について
- 第19 議案第74号 川上交流センター等の指定管理者の指定について
- 第20 議案第75号 本浦交流センターの指定管理者の指定について
- 第21 議案第76号 中央交流センターの指定管理者の指定について
- 第22 議案第77号 上名交流センターの指定管理者の指定について
- 第23 議案第78号 野平交流センターの指定管理者の指定について
- 第24 議案第79号 土川交流センターの指定管理者の指定について
- 第25 議案第80号 観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定について
- 第26 議案第81号 駅前駐車場等の指定管理者の指定について
- 第27 議案第82号 総合体育館の指定管理者の指定について
- 第28 予算議案第6号 令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）
- 第29 議会広報特別委員会の設置

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

本会議第1号（12月3日）（水曜）

出席議員 14名

1番	西	美香君	8番	江口	祥子君
2番	二井谷	友希君	9番	東	育代君
3番	福山	修司郎君	10番	濱田	尚君
4番	奥吉	拓郎君	11番	竹之内	勉君
5番	竹中	ひかり君	12番	原口	政敏君
6番	西田	憲智君	13番	福田	清宏君
7番	吉留	良三君	14番	松崎	幹夫君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神 菌 敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	任	宮之原 聖君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	財 政 課 長	神 菌 正 樹 君
副 市	長	出水喜三彦君	教 育 総 務 課 長	吉 永 康 彦 君
教 育	長	相良一洋君	消 防 長	上 夷 征 史 君
総 務 課	長	長畑正博君	市 民 生 活 課 長	西久保 敏 彦 君
企 画 政 策 課	長	山崎達治君		

令和7年12月3日午前10時00分開会

△開 会

○議長（松崎幹夫君） これから令和7年第6回いちき串木野市議会定例会を開会します。

△報 告

○議長（松崎幹夫君） まず、報告します。

去る11月27日までに受理した陳情及び要望書等は、お手元に配付した請願・陳情文書表、陳情配付文書表及び要望書等配付文書表のとおりです。

なお、陳情1件については、付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

△開 議

○議長（松崎幹夫君） これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松崎幹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、福山修司郎議員、奥吉拓郎議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（松崎幹夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日から12月25日までの23日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は本日から12月25日までの23日間とすることに決定しました。

△日程第3～日程第28

議案第58号～予算議案第6号一括上程

○議長（松崎幹夫君） 次に、日程第3、議案第58

号から日程第28、予算議案第6号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） おはようございます。

令和7年第6回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号いちき串木野市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定についてであります。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、職員を公益財団法人鹿児島県市町村振興協会が運営する鹿児島県自治研修センターへ派遣することに伴い、条例を制定しようとするものであります。

議案第59号いちき串木野市乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするものであります。

議案第60号いちき串木野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえ、経済・社会情勢の変化に対応し、旅費の計算等に係る基準を見直すため改正しようとするものであります。

議案第61号いちき串木野市火災予防条例及びいちき串木野市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

消防庁防災業務計画の見直しを踏まえ、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めるため改正しようとするものであります。

議案第62号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等によ

る関係省令の改正に伴い、関係条例を整備しようとするものであります。

議案第63号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化基準に適合する基幹業務システムへ移行することに伴い、改正しようとするものであります。

議案第64号いちき串木野市弓道場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

公共施設等総合管理計画に基づく第1期建物系個別施設計画により串木野弓道場を廃止するため改正しようとするものであります。

議案第65号いちき串木野市相撲競技場条例を廃止する条例の制定についてであります。

公共施設等総合管理計画に基づく第1期建物系個別施設計画により廃止するため条例を廃止しようとするものであります。

議案第66号から議案第82号までは指定管理者の指定についてであります。

今回新たに追加する羽島交流センターをれいめい羽島協議会に指定するほか、生福交流センターを生福地区まちづくり協議会に、冠岳交流センターを冠岳地区まちづくり協議会に、照島交流センターを照島地区まちづくり協議会に、旭交流センターを旭地区まちづくり協議会に、荒川交流センターを荒川地区まちづくり協議会に、川南交流センターを支え合う川南みんなの会に、川北交流センターを川北まちづくり協議会に、川上交流センター及び川上ふれあい公園を川上コミュニティ協議会に、本浦交流センターを本浦地区まちづくり協議会に、中央交流センターを中央地区まちづくり協議会に、上名交流センターを上名地区まちづくり協議会に、野平交流センターを野平地区コミュニティ協議会に、土川交流センターを土川自治公民館に、観音ヶ池市民の森を株式会社石原建設に、駅前駐車場等を有限会社東洋ペンディングに、総合体育館を株式会社日本水泳振興会を代表団体とし、株式会社フィールドエックスを

構成団体として組織するFアリーナいちき串木野共同事業体にそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算議案第6号令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,819万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を206億8,000万1,000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であります。

それでは、歳出から款を追って、その主なるものについて説明を申し上げます。

まず、各款にわたり人事異動等に伴い、一般職員の給与費等を調整し、1,554万5,000円を減額しております。

1款議会費は、月額改定に伴う議員報酬及び政務活動費の追加であります。

2款総務費は、総務管理費で戸籍システム及び附票システム標準化事業費の減額のほか、徴税費で法人市民税の確定に伴う市税過誤納還付金の追加、戸籍住民基本台帳費でコンビニ交付システム更新事業費の計上であります。

3款民生費は、社会福祉費で障害者総合支援法介護給付等事業費の追加、児童福祉費で児童発達支援事業費の追加であります。

4款衛生費は、保健衛生費で産後ケア事業費の追加であります。

6款農林水産業費は、農業費で日置北部公設地方卸売市場の廃止による補助金返還額確定に伴う国庫支出金等返還金の計上であります。

8款土木費は、道路橋梁費で道路維持補修費及び都心平江線道路改良事業費の追加、住宅費で市営住宅の維持補修費の追加であります。

10款教育費は、教育総務費で教職員住宅の維持補修費の追加、社会教育費でいちきアクアホール非常用発電設備改修事業費の追加であります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

10款地方交付税は、今回の補正財源所要額の追加であります。

14款国庫支出金及び15款県支出金は、事業費決定に伴うものであります。

17款寄附金は、市制施行20周年記念事業寄附金及び薩摩藩英国留学生記念館寄附金の計上であります。

19款繰越金は、前年度繰越金の追加であります。

21款市債は、地方道路整備事業債等の追加であります。

第2条繰越明許費の補正は、コンビニ交付システム更新事業など、3事業を追加し、翌年度に繰り越して使用するものであります。

第3条債務負担行為の補正は、戸籍システム及び附票システム標準化事業のほか、羽島交流センターなど17件の指定管理者に係る指定について、期間と限度額を定めるものであります。

第4条地方債の補正は、道路整備事業など4事業の限度額を変更するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（松崎幹夫君） これより質疑に入ります。

まず、議案第58号いちき串木野市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第59号いちき串木野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第60号いちき串木野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号いちき串木野市火災予防条例及びいちき串木野市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

○12番（原口政敏君） 所管が違いますからちょっとお伺いしますが、マイナンバーを私も利用して大変貴重に思っておりますけれども、今、本市で何%の方がマイナンバーを利用しているのでしょうか。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 本市のマイナンバーの取得状況についてですが、国から求められているのが交付率という形になりますので、交付率について申し上げます。

本市の交付につきましては、現在のところ100%を超えている状況であります。なぜ100%を超えているかということ、再交付される分ですね、なくされたりとか、期限が切れたりとか、そういう方の分も含めて、交付率を取っているもので、現在は100%を超えている状況です。

○議長（松崎幹夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第64号いちき串木野市弓道場条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号いちき串木野市相撲競技場条例を廃止する条例の制定について質疑はありますか。

○13番（福田清宏君） 所管でありますけれども、少しだけお尋ねさせてください。

この相撲競技場は、天皇皇后両陛下の行幸啓を仰いで、国体の相撲競技場となったところであります

し、天皇陛下、皇后陛下が植栽されました松や記念碑があるところでありますけれども、この由緒ある相撲競技場ではありますが、廃止後の活用についてはどのようにお考えでしょうかお尋ねいたします。

○副市長（出水喜三彦君） 長い歴史のある相撲競技場でございますけれども、今回廃止という決定をさせていただきます。

廃止に当たっては、次の活用の用途、これを検討したところでございますが、現状として造成して、石積みの中では地盤のほうが非常に心もとない状況もございます。そういうことで、その後に、例えば何かを建てるとかというような活用は見込まれない、不可能であると、このように判断したところでございまして、えびすヶ丘公園、公園の一部として、そのまま活用すると。

ただ一方で、建屋のほう、上屋の屋根等は、台風時に屋根が飛散するなど、危険性もありますので、これにつきましては、早急に解体した上で、公園の一部という形で活用させていただきたいと、このように思っております。

○議長（松崎幹夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第66号羽島交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号生福交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第68号冠岳交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号照島交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号旭交流センターの指定管理者の

指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第71号荒川交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第72号川南交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第73号川北交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第74号川上交流センター等の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第75号本浦交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第76号中央交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第77号上名交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第78号野平交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第79号土川交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第80号観音ヶ池市民の森の指定管理者

の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第81号駅前駐車場等の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第82号総合体育館の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第6号令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案については、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

△日程第29 議会広報特別委員会の設置について

○議長（松崎幹夫君） 次に、日程第29、議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議会への関心と信頼を高めるとともに、市民への説明責任を果たすための議会情報の在り方について調査研究を行うため、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会は、会議規則第44条第1項の規定により、設置期限を令和11年11月12日までとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、設置期限を令和11年11月12日までとすることに決定しました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条の規定により、議長において指名いたします。

西美香議員、二井谷友希議員、福山修司郎議員、竹中ひかり議員、西田憲智議員、福田清宏議員、以上6名を指名いたします。

ここで議会広報特別委員会の正副委員長互選のため、次の休憩中に議会広報特別委員会を招集いたします。

年長委員は委員会条例の第10条第2項の規定により、委員長の職務を行ってください。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時38分

○議長（松崎幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。先ほど開催しました議会広報特別委員会において委員長に西田憲智議員、副委員長に西美香議員がそれぞれ互選されました。

以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（松崎幹夫君） 本日はこれで散会します。

散会 午前10時38分